

名古屋市告示第365号

道路に関する告示

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、令和 7 年 7 月 8 日から供用を開始します。

その関係図面は、名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課において告示の日から 2 週間、一般の縦覧に供します。

令和 7 年 7 月 8 日

名古屋市長 広 沢 一 郎

道路の区域変更及び供用開始

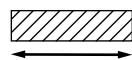
道路 の 種類	整理 符号	路 線 名	道 路 の 区 域				摘 要
			区 間	変更 の 前 後 別	延 長 キロメートル	幅 員 メートル	
市道	A	大津橋城北新町線	名古屋市北区名城一丁目 4 番の 1 地先から	前	0.050	50.00	附 図
			名古屋市北区名城一丁目 4 番の 1 地先まで	後	0.050	64.18 ～ 64.84	

名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課

附圖



凡 例



区域変更により道路の区域
とし供用開始する部分